

地方の道路整備の促進と道路財源の確保を求める意見書

道路は地域経済の発展や安全で安心な生活の実現に不可欠な最も基本的でかつ重要な社会資本であり、県民が長年にわたり熱望しているところである。

しかし、国土軸から離れ半島に位置し移動手段を自動車に大きく依存している和歌山県の道路整備は、全国に比べ著しく立ち遅れているため、地域振興や広域的な交流・連携を図る上で大きな阻害要因となっている。

特に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を活用した観光産業の振興など地域経済を活性化していくためには、高速道路を初め、規格の高い道路整備による広域交流ネットワークの確立が喫緊の課題となっている。また、近い将来高い確率で発生が予測される「東南海・南海地震」などの大規模災害時における緊急輸送機能の確保が急務となっている。

また、現在供用している道路についても橋梁等の道路構造物の老朽化が進む中、これらの維持管理を計画的に実施するためにも財源が必要である。

このような状況の中、昨年末に政府・与党による「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する県民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、政府・国会は次の事項について留意されることを強く要望する。

記

- 1 道路特定財源は、受益者負担という趣旨に反することなく、必要な道路整備及び維持管理のための財源として確保するとともに、道路整備の遅れに応じ、地方公共団体への配分割合を高めること。
- 2 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するに当たっては、地方の声や道路整備の実情に配慮し、地方が真に必要なとしている道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
- 3 世界遺産等を活用した観光振興など活力ある地域づくりや広域的な交流・連携を推進するため、近畿自動車道紀勢線の紀伊半島一周の早期整備を図るとともに高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に推進すること。
- 4 東南海・南海地震などの大規模災害時における緊急輸送機能を確保するため、近畿自動車道紀勢線を初めとする高規格幹線道路の早期整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

経済財政政策担当大臣

国・地方行政改革担当大臣